

県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

1 監査の概要

- 長野県本人確認情報保護管理規程第7条の規定に基づき、セキュリティ責任者（市町村課長）は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の適正な運用を図るために監査を実施。
- 監査の基本方針及び方法は、「県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針」（以下「監査実施方針」という。）に定め、これに基づきセキュリティ責任者及びネットワーク管理者（情報システム推進室長）が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認。

2 監査の実施方法

- 監査実施方針に基づき、事務利用機関等が自ら行う自己点検、内部監査人が監査する内部監査及び外部監査人が監査する外部監査の3種類を実施。

区分	方法等			対象機関
	内容	実施時期	監査人	
自己点検 (H20年度～)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	全19機関 ○事務利用機関（17機関） 消防課、職員課、税務課、地域福祉課、ものづくり振興課、建築指導課、国際課、地方事務所地域政策課（10機関） ○運用機関（2機関） 情報システム推進室、市町村課
内部監査 (H20年度～)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり3年に1回	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	事務利用機関（17機関）
外部監査 (H21年度～)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する		一定の資格・能力を有する監査人	業務端末設置機関（11機関） 国際課 地方事務所地域政策課（10機関）

3 平成24年度監査結果

- 平成24年度の監査では、前年度に引き続き、担当者研修会等において必要なセキュリティ対策や自己点検の趣旨等について周知を図った結果、全ての監査で全項目3点満点となった。今後も、研修会や監査等の継続実施により、住基ネットのセキュリティの確保に努め、適切な運用を図っていく。

区分	実施機関	監査者	監査結果	指摘内容と対応
自己点検	全事務利用機関等（19機関）	事務利用機関等	3.00点	改善を要する項目なし
内部監査	税務課、諏訪・木曾・長野地方事務所（4機関）	市町村課 情報システム推進室	3.00点	指摘事項なし
外部監査	国際課、北信地方事務所（2機関）	外部監査人 (TIS株)	3.00点	指摘事項なし

4 平成25年度におけるセキュリティ対策(案)

- 平成25年度においても、引き続き全ての監査で全項目3点満点を維持し、住基ネットのセキュリティを確保していく。

<セキュリティ対策の実施内容(予定)>

- ▶ 新規担当職員等を対象とした研修会を4月に実施
- ▶ 平成25年度監査実施計画に基づく監査の実施(23年度からの2巡目の最終年)
⇒ 担当者の変更により対策が不十分になりがちな項目や、これまでの内部監査及び外部監査の指摘項目を中心に、上記により周知・確認していく。

- 平成26年度からは監査が3巡目を迎えるため、過去の県の内部監査及び外部監査における指摘事項を踏まえ、他の地方公共団体におけるセキュリティ対策及びセキュリティ事故の実例等も考慮し、3巡目の監査の方法等について検討していく。

【参考】監査結果の年度別推移

区分		< 1巡目 >			< 2巡目 >		
		H20	H21	H22	H23	H24	H25(予定)
自己点検	対象機関数	19機関	19機関	19機関	19機関	19機関	19機関
	平均点	2.91点	2.96点	3.00点	3.00点	3.00点	
内部監査	対象機関数	5機関	4機関	5機関	3機関	4機関	4機関
	平均点	2.73点	2.70点	3.00点	3.00点	3.00点	
外部監査	対象機関数	—	2機関	2機関	2機関	2機関	2機関
	平均点	—	3.00点	2.98点	3.00点	3.00点	
※フォローアップ（1巡目の内部・外部監査で3点未満となった項目について、H23に実地で改善状況を確認）					10機関	—	—